今回の給付金(7万円)を受給するためには、「確認書」の提出が必ず必要です。

※国が定める支給要件に該当するかを確認するためです。

よくあるご質問(Q&A)

~電話・窓口でのお問い合わせの前にご確認ください~

	Q	A
1	令和5年度住民税非課税世帯追加給付金(7 万円)の支給要件の基準日はいつですか?	<mark>令和5年12月1日(金)</mark> の住民登録地及び課税情報を基準とします。
2	何を確認すればよいのですか?	支給要件確認欄の①および②の内容を確認し、世帯の状況に間違いがない場合にチェック(☑)をしてください。 (例) ■支給要件確認欄(世帯主の方が記入してください) 以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)にチェック ☑ ①世帯の全員が、住民税が課されている他の親… ☑ ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるの… ※給付金を受け取れるのは、上記の①および②の両方にチェックがある場合のみです。 ①と②いずれかのチェック欄が空欄(□)の確認書を提出いただいた場合は、「支給要件に該当しないため不支給」と判断します。
3	「支給要件確認書」の提出は、どのように行え ばいいですか?	○郵送の場合 同封の返信用封筒に入れて返送してください。○窓口で提出する場合 本庁(3階 社会福祉課支援給付金担当窓口)、または各支所にて受付を行います。
4	「支給要件確認書」の提出期限はいつです か?	令和6年2月29日(木)※消印有効
5	家族の住民税の申告状況や、扶養の状況は どうやって確認すればよいのですか?	住民税の申告状況や、扶養を受けているかどうか(被扶養者かどうか)は、ご家族(親、子、兄弟姉妹等)にご確認ください。

裏面も必ずお読みください

6	世帯に、租税条約の適用を受けている外国籍の者がいる場合は?	外国籍の方で租税条約の適用を受けている方がいる世帯は、 支給されません。
7	確認内容に間違いがあったことが、振り込み 後にわかった場合は?	
		確認内容に過誤または虚偽があったときは、給付金の返 還を求められる場合があります。
		また、意図的に虚偽の記載をし不正受給を行ったときは、刑法上の詐欺罪に問われる場合があります。
8	被扶養者のいない非課税世帯として申請した が、振込後に課税となった場合はどうなるか。	給付金を市に返還していただくことになります。(修正申告により課税または被扶養となった場合も合みます。)
9	事情があって、住民票上の住所と別のところ に住んでいます。郵便物はそこに届くようにし てほしいのですが。	給付対象の世帯主様宛ての確認書は、住民登録上の住所に 送付することになります。 給付金に係る送付先住所の変更は、郵便局に相談するなど、所定の手続きを行ってください。 市の各制度に関しての送付先変更届は本給付金の受給制度 に対応しかねますのでご注意ください。
10	給付金はいつ振り込まれますか?	確認書受付後、内容を審査し、支給決定がなされたのちにおおむね 3週間 を目途に振込を行う予定です。 また、書類に不備があった場合は、不備を解消後に手続きを行うため、さらに時間を要します。 なお、不備の解消が、令和6年2月29日(木)までに完了しなければ、給付金は支給できませんので、ご留意ください。
11	給付金の決定、振込についての通知は行われ ますか?	振込手続きを優先するため、支給決定通知は送付しません。 通帳記入をもって受け取りの確認を行ってください。
12	給付金を辞退したいときは?	確認書の表面の、【私の世帯は給付金を受給しません 口 】 のチェック欄に「×」をご記入のうえご返送ください。

お問合わせは、令和5年度住民税非課税世帯追加給付金コールセンターまで。

◎電話番号は、紫色の封筒 の表をご覧ください。

※受付時間 (平日のみ) 8:30~17:30

住民税非課税世帯等に対する支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。